

合志市工事入札事務処理要領

合志市工事入札事務については、次により処理するものとする。

1 入札の回数について

入札の回数は、2回までとする。

2 落札者がない場合の取扱い

入札を2回行った結果、落札者がない場合には、次により処理するものとする。

- (1) 入札書比較価格と最低の入札価格との差が入札書比較価格の5パーセント以下の場合であって、入札執行責任者が随意契約できると認めるときは、最低の価格で入札した者から見積書を提出させることができる。
- (2) 入札書比較価格と最低の入札価格との差が入札書比較価格の5パーセントを超える場合は、入札を打ち切るものとする。
- (3) 第1号による見積書の提出回数は、1回とする。

3 契約できなくなったものの取扱い

前項により提出された見積書提出の結果、入札書比較価格の制限に達せず随意契約できなかった場合は、直ちに当該工事等の施工方法の妥当性、設計書及び仕様書等についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理するものとする。

- (1) 妥当であるときは、当該工事等の指名業者について指名替えの内申を行い、再度の指名競争入札の手続をとるものとする。
 - (2) 妥当でないときは、直ちに設計変更をし、原則として指名業者については変更することなく、新たに指名競争入札の手続をとるものとする。
- 4 指名競争入札を行った結果、全員失格となったものの取扱いについては、前項の定めるところに準じて取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。